不利益処分の処分基準

処	分の内容	命令
所	管 部 課 係 名	まちづくり未来部都市計画課開発指導係
根拠	処法令及び条項	新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例第28条
		市長は、事業者が第26条の規定による勧告に従わないと
		きは、当該事業者に対し、期限を定めて必要な措置を命じる
		ことができる。
処		新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例
		(勧告)
		第26条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する
		ときは、当該事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講じ
		るよう勧告することができる。
	関係条項	(1) 第17条の規定による措置を行わないとき。
		(2) 第19条第1項若しくは第2項の規定による届出を
		せず、又は虚偽の届出をしたとき。
分		(3) 第20条の規定による標識の設置をしないとき。
		(4) 第21条の規定による近隣住民等に対する説明を実
		施しないとき。
		未設定
	 	- ^ 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
	(未設定の場	
基	(7) 427 - 3	
	合はその理由)	
	_,,,	
	参考事項	
準	設定等年月日	平成15年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)